

八王子市恩方老人憩の家  
指定管理者平成26年度協定書

平成26年4月

八王子市

## 目 次

第1条 (協定期間) . . . . .	1
第2条 (指定管理料) . . . . .	1
第3条 (精算) . . . . .	1
第4条 (施設の維持修繕等) . . . . .	1
第5条 (乙による備品の購入) . . . . .	1
第6条 (疑義等の決定) . . . . .	2

## 平成 26 年度における恩方老人憩の家の管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成 24 年 4 月 1 日に、恩方老人憩の家（以下「憩の家」という。）の管理に関して締結した憩の家の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成 26 年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （協定期間）

第 1 条 本協定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

### （指定管理料）

第 2 条 甲は、平成 26 年度の指定管理料として、金 11,320,000 円を支払うものとする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額一円）

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続に従って 30 日以内に対価を支払うものとする。

### （精算）

第 3 条 前条の手続きにより支払を受けた経費に過不足が生じた場合でも、精算は行わないものとする。ただし、修繕費 金 120,000 円については、余剰金が生じた場合年度終了後速やかに精算を行うものとする。

### （施設の維持修繕等）

第 4 条 憩の家の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1 件当たりの金額が 6 万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、乙が本会館の管理業務に係る経費の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

### （乙による備品の購入）

第 5 条 乙が、甲の支払う対価によって購入できる備品の金額は、1 件あたり 20 万円未満とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲（八王子市）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石 森 孝 志 印

乙（指定管理者）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所内

名称 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

代表者 会長 室 岡 喜 代 二 印